

タコ釣りルール

本来、遊漁者は共同漁業権区域内でタコを釣ることはできません。

明石市漁業組合連合会が取り組むタコを守り、育てる活動に賛同し
ルールを守る方に限って、タコ釣りができることとします。

このルールに従わず、漁業権を侵害する行為は「密漁」となり
罰せられることがあります。

(漁業法第 195 条：100 万円以下の罰金)

2025
年版

明石市沿岸で釣りを楽しむルール

①船舶でのルール

マダコを採捕できる期間：12月1日～4月30日まで

マダコのサイズ制限：体重100グラム以下は採捕することはできません

マダコ釣りの制限：1人当たり10匹まで・使用するタコエギは2個まで

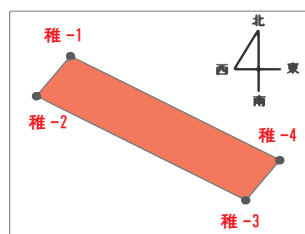
稚魚育成場内：漁業者も含め、水産動植物の採捕は一切できません

②陸域からのルール

マダコのサイズ制限：体重100グラム以下は採捕することはできません



稚魚育成場各大図



点の名称	位置（緯度・経度）
稚-1	N34° 39' 56.50" E134° 54' 50.43"
稚-2	N34° 39' 52.42" E134° 54' 47.22"
稚-3	N34° 39' 41.81" E134° 55' 6.98"
稚-4	N34° 39' 45.90" E134° 55' 10.19"

※ 遊漁船業によるものも含む ※ 上図の青色で囲まれた範囲内（第1種共同漁業権）

※ 明石市漁連の会員漁協、播磨町、東播磨、高砂漁協の組合員を除く

事前告知！

令和8年から共同漁業権区域内でマダコを採捕できる期間が
12月1日～3月31日までとなり

マダコを採捕できる時間が午前12時（正午）までとなります

また、陸域から釣りを楽しむルールについても
船舶を使用して釣りを楽しむルールと同じになります。
マダコの資源回復の早期実現のため、皆さん、ご協力をお願いします。

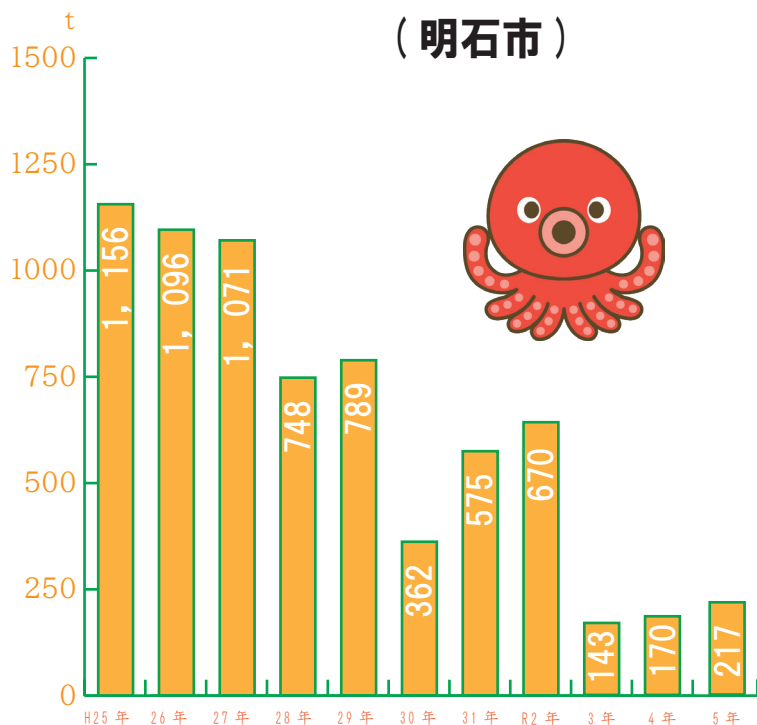


釣りを楽しむ共通ルール(5ないルール)

- ① 養殖施設や定置網漁具にロープ等で船舶を繫留しない。近づかない!!
- ② 漁業の操業を妨げる行為はしない
- ③ 採捕したものを販売しない
- ④ ゴミや釣り針等を海に捨てない
- ⑤ 小さいサイズは持ち帰らない



タコの漁獲量推移 (明石市)



タコ資源を守る取り組み

● 明石市漁業協同組合連合会に所属する組合員は ...

(1) 海底を耕して、海の栄養を戻す活動も続けています。 **海底耕耘の活動を
紹介した動画はこちら➡**



(2) 抱卵マダコは、タコつぼごと、稚魚育成場に放流しています。

● タコ類(マダコ・イイダコ)の資源の推移をみると、一時的に危機的状況から回復する傾向がみられますが、油断せずに資源を守る取り組みを続けていきます。



私たちは、このルールに賛同して協力しています

(公財)日本釣振興会、(一社)全日本釣り団体協議会、大阪釣具協同組合、兵庫県釣りインストラクター連絡機構、大阪府釣り団体協議会、
(一財)日本船舶職員養成協会近畿 JEIS 神戸・JEIS 近畿、あかし玉子焼ひろめ隊、
(一社)明石観光協会、明石おさかな普及協議会、明石市豊かな海づくり課、
兵庫県水産漁港課、NPO 法人 UWH 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会

お問い合わせ

明石市漁業組合連合会

明石浦漁協：078-912-1771
江井ヶ島漁協：078-946-1313
西二見漁協：078-943-1105

林崎漁協：078-922-2510
東二見漁協：078-942-2020

2025
年版